

★重要★ Bio Art の会員制度改定のお知らせ

この度 Bio Art は、会員様がご利用して頂きやすいうように会員制度の見直しを行い、2026年度より一部会則を変更いたします。

より多くの方にご利用いただけるよう、2026年4月1日より、「会員様以外の方(入会手続きなし)」にも一部サービスのご提供を開始いたします。

1.会員種別の廃止と入会金と年会費の一部変更

従来の一般会員・特別会員・CA会員の3区分を廃止し、一本化いたします。それに伴い、入会金と年会費は皆様一律となります。

入会金：5,000円
年会費：5,000円

※退会（自動退会を含む）後、再入会される場合は入会金5,000円かかります。

2.会員様以外の方にも一部サービス開始

「年数回だけ利用したい」「まずは試しに一度利用してみたい」という要望にお応えし、一部サービスについては入会手続きなしでご利用いただけるようになります（下記比較表をご確認ください）。但し、利用料金は会員様より割高になります。詳しくはお問い合わせください。

バイオアートサービスメニュー比較表（会員様・非会員様）

会員様※1	非会員様		
	来院※2	郵送※3	
血中黄体ホルモン測定	○	○	○（注）
精液性状検査	○	○	×
凍結精液の作製	○	×	×
凍結精液の保管・輸送	○	×	×
腔内人工授精	○	○	×
子宮内人工授精	○	×	×
繁殖相談 (診断・治療含む)	○	○	×
犬ブルセラ病検査	○	×	×
遺伝子病検査	○	○	○（注）

※1 会員様は今まで通りすべてのサービスをご利用できます

※2 非会員様の「来院」はご来院により利用できるサービス

※3 非会員様の「郵送」は検体を郵送することでも利用できるサービス

（注）非会員様の郵送サービスのお申込みはWEBサイト（前払）からのみとなります

ご注意

2026年3月31日までの入会は従来の入会金・年会費をお支払いいただくことになります。また年度更新による会費5,000円がかかります。

Webサイト内の会則およびサービス利用規約は2026年3月31日までのものです。2026年4月1日以降の会則・サービス利用規約は以下をご確認ください。

Bio Art (バイアート) 会員規則

第1条（目的）

本会員規則（以下「本会則」という）は、一般社団法人日本小動物繁殖研究所（Bio Art（バイアート）、以下「当法人」という）の会員の入退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（会員の資格）

会員は、当法人の活動目的に賛同し、日本国内で犬・猫の繁殖活動を行うものを前提に、かつ当法人が承認した個人又は法人であることを条件とする。

2 会員になろうとする者は、当法人所定の入会申込書を提出し、当法人の審査・承認を受けなければならぬ。なお、上記審査・承認に関し、当法人は理由を明示することなく当該会員の申込みを拒絶できるものとする。

3 会員には、会員となったときに会員証を発行し、第3条に定める期間が更新される度に新たな会員証を発行する。

4 会員の地位を喪失した者が再度会員となることを希望する場合には、第1項及び第2項の規定に従い手続きを行うものとする。但し、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当法人は理由を明示することなく当該会員の申込みを拒絶できるものとする。

(1) 本会則又は当法人が別途定めるサービス利用規約（以下「本利用規約」という）に違反した者

(2) 本会則又は本利用規約に基づき発生した債務を支払わない者

(3) 本会則に基づき退会となった者

(4) 前各号に定めるもののほか、会員として不相当な行為があった者

第3条（会員の有効期間等）

会員は、第2条2項、第4条1項の条件など、本会則及び当法人が別途定める条件を充たしたときに、会員として入会する。

2 会員の有効期間・更新条件などについては以下のとおりとする。

(1) 会員の有効期限は、会員となった日から最初に到来する3月末日までとする。

(2) 年の3月末日時点において、本会則及び当法人が別途定める条件を充たしたときは、会員の有効期間は自動的に1年間更新され、以後も同様とする。

第4条（入会金、年会費及び手数料）

会員となるときは、入会時及び再入会時に本会則及び当法人の指示に従い、入会金並びに年会費を全額納入しなければならない。

2 年会費の対象期間は毎年4月1日から翌年3月末日の1年間とする。尚、初年度は1年に満たない場合であっても年会費全額を納入するものとし、日割計算は行わない。2年度以降は、次年度の年会費を毎年3月末日までに納入するものとする。

3 入会金（再入会時の入会金を含む）及び年会費は、当法人が別途定める場合を除き、下記のとおり（すべて税込）とする。

- ・入会金 5,000円
- ・年会費 5,000円

4 本条記載の入会金、及び年会費は、年度途中に第5条により退会した場合などいかなる事由があってもこれを返還しないものとする。

5 会員が、会員証の再発行を希望する場合は、1,500円（税別）を支払うものとする。

第5条（退会）

会員が下記各号のいずれかの事由に該当するときは、当法人の自由な判断により会員を退会させることができる。

(1) 所在不明や各会員と連絡が取れない状態が6ヶ月継続したとき

(2) 本会則又は本利用規約に違反し、その事由が重大であるとき

(3) 違法行為又は著しく道義に悖る行為が認められたとき

(4) 前各号に定めるもののほか、会員として相応しくない当法人が認めたとき

2 会員が、次年度の年会費を毎年3月末日までに支払わないときは、当該会員は何らの手続きを要することなく自動的に会員としての地位を喪失し退会となる。

3 会員は、当法人に対し退会通知を提出することにより、いつでも退会することができる。

第6条（会員の権利と退会時の権利喪失について）

会員は、当法人が実施する第8条記載の各サービスを受ける権利のみを有するものとする。

2 前項の各サービスの提供を受けるには、サービス申込時及びサービス提供時いずれの時点でも会員の地位にあることを要するものとする。

3 当法人は、会員の個人情報を保管・管理し、また会員が退会した場合には退会日の翌日に当該個人情報を消去する。但し、会員が退会した場合であっても、第8条2項に基づく期間に限り、退会した会員の個人情報を保管・管理し、当該期間経過後に消去する。

第7条（会員の義務）

会員の登録内容（法人名及び代表者・姓名・住所）に変更があった場合、速やかに当法人まで書面をもって通知しなけ

ればならず、会員が通知を失念した場合には、通知を失念したことによって生じる不利益は全て会員が負担し、当法人はその責任を免れる。

2 会員は、会員地位及び地位に基づき発生する権利義務を第三者に譲渡することができない。

第8条（会員サービス内容）

当法人は会員に対し、本利用規約等に従い、本利用規約に定めるサービスを含め下記各号のサービスを提供する。

- (1) 犬猫の不妊治療
 - (2) 犬猫の繁殖相談
 - (3) 犬猫の人工授精
 - (4) 犬猫の凍結精液の作製および保管
 - (5) 犬猫の遺伝子病検査・検査結果報告書の発行（再発行含む）
 - (6) 犬の血中黄体ホルモン測定による交配適期の判定
 - (7) 犬の精液性状検査
 - (8) セミナー、研修会開催
 - (9) 会報誌・案内書の発行等
 - (10) その他、サービス利用規約の記載するサービス
- 2 会員期間中、退会後に関わらず、前項記載のサービスに関する、検査データは検査結果報告書発行日から、診療データは最終診療日からそれぞれ3年間に限り、当法人が検査・診療データを保管・管理する義務を負い、会員の求めに応じて開示を行う。
- 3 前項の規定に関わらず、当法人は、第1項に基づき取得した知見・検査・診療データ（但し、会員の個人情報を含まない情報に限る）を研究等の資料として使用することを会員は予め同意する。
- 4 本会則と本利用規約は矛盾のないよう解釈されるものとし、万一前者と後者の定めが抵触・矛盾する場合には後者が優先的に適用されるものとする。

第9条（会員サービス料金支払方法）

第8条記載の各サービスに対する料金の支払方法は本利用規約等において定めるものとする。

第10条（改廃）

当法人は、会員に対する事前の告知を行うことなく、本会則の改正、変更を自由な判断で行うことができるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。

サービス利用規約

一般社団法人日本小動物繁殖研究所（以下「当法人」といいます。）は、犬・猫の繁殖障害の診断・治療、犬猫の人工授精をはじめ凍結精液の保管、遺伝子病検査等様々なサービ

スをご提供しております。本サービス利用規約（以下「本規約」といいます）は、当法人との間で各種サービスの利用契約を締結された会員様に適用されますので、以下の規約をご確認ご了承の上、お申込ください。

第1章 総則

本章の規定は、第2章以下の規定に共通して適用されます。

1.（サービスの提供開始時期）

当法人の会員になろうとする方は、当法人が定める会則に照らして会員の条件を有し、かつ会則に定められた入会金・年会費の支払いが完了したときから、会員の資格を取得するものとし、本規約に従い当法人からの各サービスの提供を受けられるものとします。

2.（個人情報等の取り扱い）

- (1) 当法人は、会員様の個人情報を取り扱うにあたり、法令、各種ガイドライン等を遵守します。
- (2) 個人情報及び各種データの取り扱いは、以下のとおりです。

①会員様の個人情報の取り扱い

当法人は、会員様の個人情報を保管・管理し、また会員様が退会した場合には退会日の翌日に当該個人情報を消去します。但し、会員様が退会した場合であっても、次号②記載の期間に限り個人情報を保管・管理し、当該期間経過後に消去するものとします。

②検査・診療データの取り扱い

会員期間中、退会後に関わらず、検査データは検査結果報告書発行日から、診療データは最終診療日からそれぞれ3年経過した日の翌日に消去するものとします。なお、診療データとは、獣医師法施行規則11条の2に則りカルテに記載された事項を指し、3年間保管するものです。

③学術データの取り扱い

前2号の規定にかかわらず、会員様の個人情報を含まない検査・診察データは、今後の繁殖学および遺伝子病学の発展のために、学術データとして利用させていただきます。上記学術データは会員様と紐づけできない形式で専用のデータベースに格納し保管いたします。

- (3) 会員様からご提供頂いた検体は、研究資料として使用させて頂く場合があります。また研究資料として使用する場合、それに紐づけされる個体情報、個人情報は開示いたしません。

3.（機密保持）

- (1) 会員様及び当法人は、各サービスの利用又は提供に関連して、相手方から開示され又は知得した相手方の営業上、技術上その他相手方の業務上的一切の知識及び情報（以下「秘密情報」といいます。）を、厳に機密として管理し、第三者に開示又は漏洩してはならないとともに、本サービスの利用契約の目的以外の目的に利用してはならないものとします。

- (2) 以下の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとします。
- ①相手方から開示され又は知得する以前に公知であったもの
 - ②相手方から開示され又は知得した後に、自らの責めによらず、公知となったもの
 - ③相手方から開示され又は知得する以前から自ら保有していたもの
 - ④正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得したもの
 - ⑤相手方から開示され又は知得した秘密情報によることなく、独自に開発したもの
- (3) 会員様の所有する動物が第三者に譲渡された場合であっても、当法人は秘密情報を当該第三者に開示・提供することはありません。
- (4) 前項に定める義務は、各サービスの規約の終了後においてもなお有効に存続するものとします。

4. (反社会勢力の排除)

- (1) 本規約において反社会的勢力とは、次の各号の一に該当する者をいいます。
 - ①暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体又はそれらの関係者
 - ②総会屋、社会運動標榜団体、政治活動標榜団体、特殊知能暴力集団又はそれらの関係者
 - ③その他反社会的勢力
- (2) 会員様及び当法人は、相手方に対し、次の各号について表明し保証します。
 - ①自己、又は自己の役員・従業員若しくは経営に実質的に関与する者（以下「役員等」という。）が反社会的勢力でないこと
 - ②自己または役員等が、反社会的勢力との間で、反社会的勢力であることを知りながら、資金又は役務の提供その他何らかの取引をしていないこと、及び反社会的勢力と交友関係にないこと
 - ③自己または役員等が、自ら又は第三者を利用して、相手方又は相手方の役員・従業員に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて、不当な要求、業務妨害、信用毀損等を行わないこと
 - ④前各号に関する調査に協力し、相手方から求められた資料等を提出すること
- (3) 会員様及び当法人は、相手方が前項の規定に違反した場合、何らの催告も要せず各サービスの利用契約を解除することができるものとします。
- (4) 会員様及び当法人は、第3項の規定に基づき各サービスの利用契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、賠償責任を負わないものとします。
- (5) 会員様及び当法人は、第3項の規定に基づき各サービスの利用契約を解除した場合において自らに損害が生じたときは、当該損害の賠償を相手方に請求することができるも

のとします。

5. (権利義務の譲渡禁止)

会員様は、各サービスの利用契約における契約上の地位及び各サービスの利用契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ又は担保の用に供してはならないものとします。

6. (準拠法及び裁判管轄)

各サービスに関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

7. (その他)

当法人は、当法人の判断により、任意の理由で本規約の内容を変更することがあります。その場合は、変更につき会員様に速やかに連絡するものといたします。

第2章 犬の血中黄体ホルモン測定サービスのご利用について

1. (サービス内容)

当法人は、会員様に対し、犬の血中黄体ホルモン測定サービス（以下「本サービス」といいます。本章において同様）を提供いたします。血中の黄体ホルモンの測定により雌犬の排卵日を特定し、交配日を予測するサービスです。本サービスは検体を郵送、またはご来院いただくことでご利用できます。

2. (申込方法)

本サービスの初回利用時は、検査前に必ず会員様が当法人まで問い合わせするものとします。

(1) 検体を郵送される場合

検査を希望する日（検体到着予定日）の前日までに、当法人が指定する申込専用フォームから、当法人までお申し込みください。依頼書の場合はFAXまたはメールにて当法人までお申し込みください（FAXまたはメールによるお申込ができない場合に限り、電話による申込を受け付けます。なお、依頼書は検体に同封してください）。

(2) 来院して検体を採取される場合

お電話もしくはメールにて診察のご予約をお取りください。

3. (検体とその送付方法)

検体を郵送される場合は、以下の検体をクール（冷凍）宅配便にて平日午前中指定にてお送りください。

①血清または血漿（分離後 0.5ml）

②膣スメア（無固定、無染色でも結構です）

4. (利用料金の支払方法)

(1) 検体を郵送される場合

月間のご利用料金につき月末に請求書を発行いたしますので、翌月末日までにお振込みください。但し振込手数料は会員様のご負担となります。

(2) 来院して検体を採取される場合

診療日に現地決済となり、診療終了後に診療にかかった費用とともにお支払いください。

5. (検査結果の報告方法)

来院、郵送の場合を問わず、検査結果はお電話にて報告いたします。

6. (免責事項等)

(1) 当法人が指定する以外での方法で検体を採取・郵送された場合、検査を実施することができませんので、ご了承ください。

(2) 検体到着の遅れ等については、当法人では責任を負いかねますので、会員様にて本章の内容に沿ってご手配をお願いいたします。

(3) 検体が休業日と営業日の9:00～12:00以外の時間帯に到着した場合、原則検査を実施することができませんのでご容赦ください。なお、土日祝以外の休業日については当法人のウェブサイトに掲載いたします。

(4) 当法人は、検査結果に基づく繁殖成否やその他の成果について、いかなる保証及び利用料金のご返金も行いません。

第3章 精液性状検査サービスのご利用について

1. (サービス内容)

当法人は、会員様に対し精液性状検査（以下「本サービス」といいます。本章において同様）を提供いたします。本サービスは、雄犬・雄猫の造精機能を調べるもので、本サービスは検体を郵送、またはご来院いただくことでご利用できます。

2. (申込方法)

本サービスの利用を希望する会員様は、電話またはメールにより事前に当法人まで問合せのうえ、申し込みを行うものとします。

3. (利用料金の支払方法)

(1) 検体を郵送される場合

月末に請求書を発行いたしますので、翌月末日までにお振込みください。但し振込費用は会員様のご負担となります。

(2) 来院して検査される場合

診療日に現地決済となり、診療終了後に診療にかかった費用とともにお支払いください。

4. (検査結果の報告方法)

(1) 検体を郵送される場合、電話またはメールにて報告いたします。

(2) 来院して検査される場合、対面で報告いたします。

5. (免責事項等)

(1) 当法人が指定する以外での方法で検体を採取・郵送された場合、検査を実施することができませんので、ご了承ください。

(2) 検体が、休業日や営業日の9:00～12:00以外の時間帯に到着した場合、原則検査を実施することができませんので、ご容赦ください。なお、土日祝以外の休業日については当法人のウェブサイトに掲載いたします。

(3) 本サービスの性質上、来院時の動物の状態やその他の事情により精液採取または精液性状検査が実施できない場合があります。

(4) 前項の場合であっても、当法人は検査に必要な手技・準備等を既に行っているため、利用料金を請求する場合があります。

(5) 当法人は、検査結果に基づく繁殖成否やその他の成果について、いかなる保証及び利用料金のご返金も行いません。

第4章 凍結精液の保管サービス利用について

1. (サービス内容)

当法人は、凍結された精液を当法人の設備において液体窒素で凍結保管するサービス（以下「本サービス」といいます。本章において同様）を提供いたします。

2. (保管対象)

本サービスの対象となる凍結精液は、当法人、又は当法人以外の国内外にて作製された凍結精液であり、かつ会員様が単独で所有するものに限ります。なお、当法人以外で作製された凍結精液については、当法人では受け取り・保管管理のみ行いますので、輸入の手続きについては会員様にてご手配をお願いいたします。

3. (会員様の同意事項)

会員様は、本サービスの提供を受けるに際し、以下の各項記載の事項について予め同意するものとし、本サービス提供以後は当該各事項に対し一切異議を述べないものとします。

(1) 会員様は、凍結精液での人工授精による出産の際の血統登録等、該当犬が登録されている血統登録機関（J K C、K C、A K C等）の登録条件に従うこと

(2) 当法人に保管されている凍結精液に関する第三者からの連絡・問合せは会員様が責任をもって対応するものとし、当法人はこれを行わないこと

(3) 当法人以外で作製された凍結精液については、当法人が本契約に基づき凍結精液を受領し保管を開始する際に事柄の性質上凍結精液の正確な個数及び状態（精子活力等）を把握することが困難であること、また凍結精液の搬出時点における当法人の保管する個数及び状態と会員様が把握している個数及び状態と不一致の可能性があること、及び当該個数及び状態の不一致について当法人は一切の責任を負わないことを会員様は予め承諾すること

4. (契約書の締結)

本サービスの実施に際しては、当法人と会員様との間で別

途保管に関する契約書を締結するものとし、本規約及び当該契約書の内容が適用されます。

第5章 犬ブルセラ病抗体検査サービスの利用について

1. (サービス内容)

当法人は、会員様に対し、犬ブルセラ病の抗体検査サービス（以下「本サービス」といいます。本章において同様）を提供いたします。犬ブルセラ病とは、主に交配によって感染が広がり、雌犬は流産をくりかえします。また完治が困難で人にも感染することから繁殖現場からすぐにも排除すべき病気になります。

本サービスは検体を郵送、またはご来院いただくことでご利用できます。

2. (申込方法)

本サービスの利用を希望される会員様は、あらかじめ電話またはメールにて当法人までお申し込みください。検体の郵送を希望される場合は、検体郵送方法と郵送先の説明をいたします。

3. (検体とその送付方法)

以下の検体および書類を、当法人の説明に従ってお送りください。

- ①血清または血漿（分離後 0.1 mL）
- ②ブルセラカニス抗体検査依頼書

4. (利用料金の支払方法)

(1) 検体を郵送される場合

月間のご利用料金につき月末に請求書を発行いたしますので、翌月末日までにお振込みください。但し振込費用は会員様のご負担となります。

(2) 来院して検体を採取される場合

診療日に現地決済となり、診療終了後に診療にかかった費用とともにお支払いください。

5. (検査結果の報告方法)

来院、郵送の場合を問わず、検査結果をFAXもしくはメールにて報告いたします。なお、検査結果が出るまでに所定の日数をいただきますので、ご了承ください。

6. (免責事項等)

- (1) 当法人は本サービスを第三者に委託することについて、会員様は予め同意します。
- (2) 当法人が指定する以外の方法で、検体を採取・委託先に郵送された場合、検査を実施することができませんので、ご了承ください。また再送付にかかる費用は会員様のご負担になります。
- (3) 会員様ご自身で検体を委託先に郵送される場合、検体到着の遅れ、検体の紛失等については、当法人では責任を負いかねますので、会員様にて本章の内容に沿ってご対応をお願いいたします。

(4) 検査結果は委託先に検体が到着してから原則5営業日以内にご報告します。但し委託先の検体処理の関係などで5営業日を超えてご報告を行う場合があることをご了承ください。

(5) 当法人で検体を採取され、当法人が委託先に郵送した場合に、輸送業者の過失等により、検体が破損、紛失等した場合、会員様に再度ご来院いただき、検体の採取をお願いすることがあることを会員様は予め承諾するものとします。なお、当該再採取にかかる費用は発生いたしません。

(6) 本サービスについて疑義が生じた場合の対応については、検査委託先の検体保管期間に準じ、原則、委託先の検査受付日より21日間とさせて頂き、当該期間経過後は上記対応ができないことを会員様は予め承諾します。

第6章 遺伝子病検査のご利用について

1. (サービス内容)

当法人は、会員様に対し、犬・猫の遺伝子病検査（以下「本サービス」といいます。本章において同様）を提供いたします。繁殖用犬・猫の遺伝子病検査を行い、病気の原因となる遺伝子変異を保有しているか否かを判定します。その結果に基づいて交配を行うことにより、遺伝子病を発症する犬・猫が生まれないようにすることを目的としております。そのため、本サービスは事業者様からの申し込みに限定したサービスとさせていただきます。

2. (利用料金)

会員様は、本サービスのご利用にあたり、当法人が別途定める検査料金を前払いしていただきます。検査料金は、検査結果及び事由の如何を問わずに返金することはありません。

3. (必要書類)

本サービスを受けられるにあたり、以下の検体および書類をご提出していただく必要があります。なお、ご提出物をご返却することはできませんのでご了承ください。

- ①検査申込書（もしくは当法人のウェブサイトの申し込みフォームからの申し込み）
- ②検体（口腔粘膜を採取した綿棒、または血液を塗布したFTAカード）
- ③検査依頼表（2と同封、もしくは検査申し込み時にデータで提出）

4. (本サービス提供拒否事由)

当法人は、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの提供をお断りすることができます（但し（6）再検査については、10.（再検査について）の規定に沿って例外的に再検査に応じる場合があります）。

なお、当法人が本サービスの提供をできないと判断した場合、ご提出いただいた書面・検体を当法人が定める方法にて廃棄するものとし、会員様はこれに異議を述べないものとします。

- ①「3 必要書類」記載の書類が提出されないとき
- ②「3 必要書類」記載の書類の記載事項に不備があるとき
- ③「3 必要書類」記載の書類の記載事項に虚偽があると疑われるとき
- ④当法人が定める方法により検体が採取、保存、提出されないとき
- ⑤会員様ご本人以外の他人が保有する犬・猫の検体を提出されたと疑われるとき
- ⑥検査結果が判明している個体について再検査を希望するとき

5. (検体採取方法等)

- (1) 検体を採取するときは「採取方法のご説明」(別紙)をご参考ください。
- (2) 以下のいずれかに該当する場合は、正しい判定ができない場合があります。
 - ①離乳前の子犬・子猫の口腔粘膜
 - ②食事後1時間以内の犬・猫の口腔粘膜
 - ③口腔粘膜採取部分に他の動物が接触した綿棒
- (3) 本サービスには、不純物の混入がより少ない血液採取による検査方法もあります。詳しくは当法人に直接お問い合わせください。

6. (注意事項)

- (1) 本サービスの利用申込を撤回することはできません。
- (2) 会員様が当法人に告知された事項(住所等)に変更が生じた場合には、直ちに当法人に連絡するものとし、連絡を懈怠したことによって生じる不利益は全て会員様に帰属し当法人は責任を負いません。
- (3) お送りいただいた検体のDNA量が当法人の規定量に達しない場合、判定が不能となり、その旨が検査結果となります。なお、再検査を希望される場合、検査料金は会員様のご負担となります。

7. (免責事項等)

- (1) 遺伝子病検査は研究途上の未確立の技術であることから、本サービスは当法人が妥当と認める検査方法によって実施されるものとし、当該検査方法によって得られた結果について、故意または重過失を除き、当法人は何らの責任を負わないことを会員様は予め承諾するものとします。
- (2) 遺伝子病検査は精度の高い技術が日々研究されていることから、本サービスの検査方法につき、当法人は会員様にご通知することなく改良された検査方法に変更できるものとし、会員様はこれに異議を述べず、また万一損害が発生したとしても当法人は責任を免れるものとします。
- (3) 会員様の検体の取り違え等に起因する判定ミスに関し、当法人は責任を負いかねます。
- (4) 本サービスは病気の診断、発症のリスクを判定するものではなく、当法人は本サービスの提供により、病気の有無、発症のリスクを保証するものではありません。
- (5) 当法人の故意または重過失によって会員様に生じた損害について、検査結果報告書発行日から3年以内に会員様か

ら当法人の定める方法による申し出があった場合に限り、当法人は、検査対象個体の検査実施時における時価額(経過年数や使用損耗による減価を考慮した額)の範囲内において損害賠償責任を負うものとします。

8. (検査結果報告書の発行等)

- (1) 当法人は、原則として、検体受領後、14営業日以内に検査結果報告書を会員様宛に発送し、会員様は当該検査結果報告書を受領後直ちに当該報告書の内容に誤り等がないか確認しなければならないものとし、訂正の必要がある場合には当該報告書の発行日から30日以内に(3)に沿って手続きを行うものとします。なお、会員様が検査結果報告書発送時点において会員の地位を喪失している場合も同様とします。
- (2) 会員様が、検査結果報告書の再発行を希望される場合は、以下の条件にて申し受けます。
 - ①再発行費用として1枚につき1500円(税別)をお支払いただくこと
 - ②初回発行日より3年以内の申し出であること
 - ③初回発行時の会員の地位を継続して保有していることなお、再発行依頼時点で退会となっている場合には、本章13.(会員資格喪失後の各種対応について)を適用します。
- (3) 会員様が、検査結果報告書の内容について、誤りがあるなどして報告書の訂正を希望される場合には、以下の条件にて、訂正した検査結果報告書の発行を申し受けます。
 - ①会員様が、検査結果報告書の内容について、誤りがあるなどして報告書の訂正を希望される場合には、以下の条件にて、訂正した検査結果報告書の発行を申し受けます。
 - ②誤りの原因が会員様又は当法人いずれに存するかを問わず、発行日から30日以内の申し出であること
 - ③血統書番号の訂正を希望する場合には、当時の検査結果報告書に正しいマイクロチップ番号が記載されていること
 - ④マイクロチップ番号の訂正を希望する場合には、当時の検査結果報告書に正しい血統書番号が記載されていること
 - ⑤検査結果報告書にマイクロチップ番号と血統書番号のいずれかの記載があること(いずれの記載もない検査結果報告書については情報の追加・訂正是できかねます。)
- (4) 会員様が、検査結果報告書の内容に関し、情報を追加(マイクロチップ番号がある個体について血統書番号および血統書記載の名称の追加、または血統書番号のある個体についてマイクロチップ番号の追加に限る)することを希望する場合には、上記(2)の各条件にて、情報を追加した検査結果報告書の発行を申し受けます。
- (5) 会員様が、個体の毛色等の変化により血統書番号が変

更されたことを理由として、検査結果報告書発行後に、当該報告書の内容の訂正を希望される場合には、(3) の規定に関わらず、以下の条件にて、訂正した検査結果報告書の発行を申し受けます。

- ①再発行費用として1枚につき1500円（税別）をお支払いただすこと
- ②初回発行日から3年以内の申し出であること
- ③変更前の個体と変更後の個体とが、同一個体であること
を証する書類をご提出頂くこと

(6) 個体（または検査結果報告書）が会員様から第三者に譲渡された場合であっても、報告書の名義変更には応じられません。第三者名義の報告書を希望する場合は、再度、当該第三者にて別途検査をお申込いただく必要があります。

(7) 同一個体について複数項目の検査を行った場合、すべての検査結果を同一の報告書に列記します。

(8) 検査結果報告書は、ご提出頂いた検査依頼表に基づき、記載されている全頭の結果が出来次第の発行になります。
(例：5頭中1頭だけ先に報告書を発行することはできません)

9. (検査結果に疑義が生じた場合)

当法人が検査を実施した検体について、当法人が検査結果に疑義を認めた場合に限り、再検査や調査（個体識別、親子判定）等の対応をいたします。

10. (再検査について)

同一個体に対する再検査は、以下のいずれかに該当する場合など、当法人が再検査の必要性を認めた場合に限り、行うものとします。なお、当法人は再検査の必要性を認めない場合、その理由を明示することなく再検査の申込みを拒絶できるものとします。

- ①会員が検体を取り違えた可能性があると当法人が判断した場合
- ②報告書掲載情報の訂正可能期間（発行日から30日）を経過した場合
- ③報告書の再発行可能期間（発行日から3年）を経過した場合

11. (検体の郵送について)

会員は、原則として、検査代金の支払日から半年以内に検体を当法人に郵送しなければならないものとします。但し、会員が新年度の会員資格を更新しない場合は、本文の定めにかかわらず、当法人への検体郵送期限は当該年度の会員資格最終保有日である3月31日（当日消印有効）までとします。

12. (検査キットの再送について)

会員様の過失による検査キット（綿棒、もしくはFTAカード）の紛失や破損、または検体の採取ミス等が起こった際の検査キットの再送は、1キットあたり500円（税別）にて行います。

13. (会員資格喪失後の各種対応について)

会員様が会員資格を喪失後は、当法人は以下の依頼に限り対応いたします。

①遺伝子病検査結果報告書（以下、「報告書」という）の発行日から30日以内に依頼する報告書記載事項の訂正
②報告書の発行日から3か月以内に依頼する報告書の再発行

③報告書の発行日から3か月以内に依頼する再検査
なお、いずれの場合も当法人が定めた書類をご提出いただき、当法人がご依頼内容を妥当と認めた場合に限り実施いたします。

第7章 その他のサービス利用について

1. (サービス内容)

当法人は、会員様に対し以下のサービスを提供いたします。

(1) 犬・猫の凍結精液の作製

精液性状検査後、凍結精液を作製します。その後一部を融解して性状を検査します。

(2) 犬・猫の凍結精液の輸送

当法人で保管している凍結精液および国内外の凍結精液の輸送を承ります。

なお、凍結精液の輸送については、さまざまなケースが想定できますので、個別に対応させていただきます。

(3) 犬の人工授精

黄体ホルモン測定により交配適期を決定後、人工授精を行います。

(4) 繁殖相談

繁殖障害の診断および治療、交配の相談等を承ります。

2. (申込方法)

第1項の各サービスの利用を希望する会員様は、電話またはメールにより事前に申し込みを行うものとします。なお、申込時期に関し、以下の点につきご留意ください。

(1) 凍結精液の輸送をご希望の場合は、輸送予定日の30日前までにご連絡ください。

(2) 人工授精をご希望の場合は、雌犬の交配適期に万全の体制で実施できるよう、発情が確認できた時点でご連絡ください。

3. (利用料金の支払方法)

(1) 来院される場合、原則、各サービスご利用日に現地決済を行っていただきます。但し、凍結精液の輸送サービスについては、後日請求書を発行いたしますので、請求書記載の期日までにお振込みください。なお、振込手数料は会員様のご負担となります。

(2) 郵送の場合は、後日請求書を発行しますので請求書記載の期日までにお振込みください。なお振込手数料は会員様のご負担となります。

4. (注意事項)

(1) 凍結精液作製後の検査結果に鑑みて、保管や使用に適さないと判断した場合であっても、凍結精液の作製費用を請求いたします。

- (2) 凍結精液の輸入および輸出に関する手続きは、全て会員様ご自身で行っていただきます。
- (3) 当法人が貸与する物品について、会員様の管理不備・誤使用・過失等により破損や紛失等が生じた場合、会員様は当法人が定める実費または相当額を負担するものとします。また、貸与物品の返却が行われない場合についても、同様に費用を請求することがあります。
- (4) 凍結精液の輸送について、輸送先までの破損・紛失・遅延については当法人にて対応しますが、輸送先での破損・紛失等、輸送先からの返送時における、破損・紛失・遅延については会員様がご対応下さい。またトラブルにより発生した費用等については前項に従います。

5. (免責事項)

- (1) 凍結精液の外部からの受け入れは、休業日および営業時間外には対応できませんのでご了承ください。土日祝日以外の休業日については、当法人のウェブサイトに掲載します。
- (2) 当法人は、第1項記載の各サービスに関し、繁殖成否やその他の成果について、いかなる保証も行いません。

2026年4月施行

サービス利用規約（非会員様用）

一般社団法人日本小動物繁殖研究所（以下「当法人」といいます。）は、当法人の会員ではない方（以下、「非会員様」と言います）にも当法人が実施するサービスを広くご利用いただるために、非会員様向けのサービスメニューをご用意しております。ご利用に際しましては、以下のサービス利用規約（以下「本規約」と言います）をご一読いただき、ご承諾いただいた上でお申込みをいただきますよう、お願い申し上げます。

第1章 総則

本章の規定は、第2章以下の規定に共通して適用されます。

1.（個人情報等の取扱い）

- (1) 当法人は、非会員ご利用者様（以下「ご利用者様」と言います）の個人情報を取り扱うにあたり、法令、各種ガイドライン等を遵守します。
- (2) 個人情報及び各種データの取り扱いは、以下のとおりです。

①ご利用者様の個人情報の取り扱い

非会員様は当法人の提供するサービスをご利用されるにあたり、以下の情報を当法人にご提供ください。ご提供いただいた情報は、当法人の規程に則り、慎重に取り扱うものといたします。

- ・氏名、住所、電話番号、メールアドレス等のご利用者様の個人情報
- ・動物取扱業登録番号（遺伝子病検査サービスをご利用される場合に限ります）

②検査・診療を受ける動物に関する情報

③サービス終了後のご利用者様の個人データ、検査・診療データの取り扱い

サービス提供完了後のご利用者様の個人情報データ、検査・診療データの取り扱いに関し、検査データは検査結果報告書発行日から、診療データは最終診療日からそれぞれ3年経過した日の翌日に消去するものとします。個人情報データは検査データと診療データとともに同期間、保管するものとします。なお、診療データとは、獣医師法施行規則11条の2に則りカルテに記載された事項を指し、3年間保管するものです。

④学術データとしての取り扱い

前2号の規定にかかわらず、ご利用者様の個人情報を含まない検査・診察データは、今後の繁殖学および遺伝子病学の発展のために、学術データとして利用させていただきます。上記学術データはご利用者様と紐づけできない形式で専用のデータベースに格納し保管いたします。

- (3) ご利用者様からご提供頂いた検体は、研究資料として使用させていただく場合があります。また研究資料として使用する場合、それに紐づけされる個体情報、個人情報は

開示いたしません。

2.（機密保持）

(1) ご利用者様及び当法人は、各サービスの利用又は提供に関連して、相手方から開示され又は知得した相手方の営業上、技術上その他相手方の業務上的一切の知識及び情報（以下「秘密情報」といいます。）を、厳に機密として管理し、第三者に開示又は漏洩してはならないとともに、本サービスの利用契約の目的以外の目的に利用してはならないものとします。

(2) 以下の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとします。

①相手方から開示され又は知得する以前に公知であったもの

②相手方から開示され又は知得した後に、自らの責めによらず、公知となったもの

③相手方から開示され又は知得する以前から自ら保有していたもの

④正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得したもの

⑤相手方から開示され又は知得した秘密情報によることなく、独自に開発したもの

(3) ご利用者様の所有する動物が第三者に譲渡された場合であっても、当法人は秘密情報を当該第三者に開示・提供することはありません。

(4) 前項に定める義務は、各サービスの規約の終了後においてもなお有効に存続するものとします。

3.（反社会勢力の排除）

(1) 本規約において反社会的勢力とは、次の各号の一に該当する者をいいます。

①暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体又はそれらの関係者

②総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はそれらの関係者

③その他反社会的勢力

(2) ご利用者様及び当法人は、相手方に対し、次の各号について表明し保証します。

①自己、又は自己の役員・従業員若しくは経営に実質的に関与する者（以下「役員等」という。）が反社会的勢力でないこと

②自己または役員等が、反社会的勢力との間で、反社会的勢力であることを知りながら、資金又は役務の提供その他何らかの取引をしていないこと、及び反社会的勢力と交友関係ないこと。

③自己または役員等が、自ら又は第三者を利用して、相手方又は相手方の役員・従業員に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて、不当な要求、業務妨害、信用毀損等を行わないこと

④前各号に関する調査に協力し、相手方から求められた資料等を提出すること。

(3) ご利用者様及び当法人は、相手方が前項の規定に違反した場合、何らの催告も要せず各サービスの利用契約を解除することができるものとします。

(4) ご利用者様及び当法人は、第3項の規定に基づき各サービスの利用契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、賠償責任を負わないものとします。

(5) ご利用者様及び当法人は、第3項の規定に基づき各サービスの利用契約を解除した場合において自らに損害が生じたときは、当該損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。

4. (権利義務の譲渡禁止)

ご利用者様は、各サービスの利用契約における契約上の地位及び各サービスの利用契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ又は担保の用に供してはならないものとします。

5. (準拠法及び裁判管轄)

各サービスに関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

6. (その他)

当法人は、当法人の判断により、任意の理由で本規約の内容を変更することができます。その場合は、変更につきご利用者様に速やかに連絡するものといたします。

第2章 犬の血中黄体ホルモン測定サービスのご利用について

1. (サービス内容)

当法人は、ご利用者様に対し、犬の血中黄体ホルモン測定サービス（以下「本サービス」といいます。本章において同様）を提供いたします。血中の黄体ホルモンの測定により雌犬の排卵日を特定し、交配日を予測するサービスです。本サービスは検体を郵送、またはご来院いただくことでご利用できます。

2. (申込方法)

本サービスの初回利用時は、検査前に必ずご利用者様が当法人まで問い合わせするものとします。

(1) 検体を郵送される場合

検査を希望する日（検体到着予定日）の前日までに、当法人が指定する申込専用フォームから、当法人までお申し込みください。

(2) 来院して検体を採取される場合

お電話もしくはメールにて診察のご予約をお取りください。

3. (検体とその送付方法)

検体を郵送される場合は、以下の検体をクール（冷凍）宅配便にて平日午前中指定にてお送りください。

①血清または血漿（分離後 0.5ml）

②膣スメア（無固定、無染色でも結構です）

4. (利用料金の支払方法)

(1) 検体を郵送の場合

支払いは前払いとなり、検査を希望する日（検体到着予定日）の前日までにお振込みください。但し、振込手数料はご利用者様のご負担となります。

(2) 来院の場合

診療日に現地決済となり、診療終了後に診療にかかった費用とともににお支払いください。

5. (検査結果の報告方法)

来院、郵送の場合を問わず、検査結果はメールにて報告いたします。

6. (免責事項等)

(1) 当法人が指定する以外での方法で検体を採取・送付された場合、検査を実施することができませんので、ご了承ください。

(2) 検体到着の遅れ等については、当法人では責任を負いかねますので、ご利用者様にて本章の内容に沿ってご手配をお願いいたします。

(3) 検体が当法人休業日と営業日の9:00～12:00以外の時間帯に到着した場合、原則検査を実施することができませんので、ご容赦ください。なお、土日祝以外の休業日については当法人のウェブサイトに掲載いたします。

(4) 当法人は、検査結果に基づく繁殖成否やその他の成果について、いかなる保証も行いません。

(5) 4項（1）のお振込みが確認できない場合は、検体が到着しても検査はできかねます。

(6) 検査結果及び理由の如何にかかわらず、利用料金のご返金は行いません。

第3章 精液性状検査サービスのご利用について

1. (サービス内容)

当法人は、ご利用者様に対し精液性状検査（以下「本サービス」といいます。本章において同様）を提供いたします。本サービスは、雄犬・雄猫の造精機能を調べるもので、本サービスは、当法人へ来院した場合に限りご利用できます。

2. (申込方法)

本サービスの利用を希望するご利用者様は、電話またはメールにより事前に当法人まで問合せのうえ、診察のご予約をお取りください。

3. (利用料金の支払方法)

診療日に現地決済となり、診療終了後に診療にかかった費用とともににお支払いください。

4. (検査結果の報告方法)

検査結果は来院時に対面でご報告いたします。

5. (免責事項等)

- (1) 本サービスの性質上、動物の状態やその他の事情により精液採取または精液性状検査が実施できない場合があります。
- (2) 前項の場合であっても、当法人は検査に必要な手技・準備等を既に行っているため、利用料金を請求する場合があります。
- (3) 当法人は、検査結果に基づく繁殖成否やその他の成果について、いかなる保証及び利用料金のご返金も行いません。

第4章 遺伝子病検査のご利用について

1. (サービス内容)

当法人は、ご利用者様に対し、犬・猫の遺伝子病検査（以下「本サービス」といいます。本章において同様）を提供いたします。

繁殖用犬・猫の遺伝子病検査を行い、病気の原因となる遺伝子変異を保有しているか否かを判定します。その結果に基づいて交配を行うことにより、遺伝子病を発症する犬・猫が産まれないようにすることを目的としております。そのため、本サービスは事業者様からの申し込みに限定したサービスとさせていただきます。

2. (利用料金)

ご利用者様は、本サービスの利用にあたり、当法人が別途定める検査料金（振込手数料はご利用者様負担）をお振込みください。この検査料金は、検査結果及び事由の如何を問わずご返金することはありません。

3. (提出物等)

本サービスを受けられるにあたり、以下の検体および書類をご提出していただく必要があります。なお、ご提出物をご返却することはできませんのでご了承ください。

- (1) 検査申し込み情報（当法人のウェブサイトの申し込みフォームからの申し込み）
- (2) 検体（口腔粘膜を採取した綿棒、または血液を塗布したFTAカード）
- (3) 検査依頼表（検査申し込み時にデータで提出）

4. (本サービス提供拒否事由)

当法人は、以下のいずれかに該当する場合、本サービスの提供をお断りすることがあります（但し（6）再検査については、10.（再検査について）の規定に沿って例外的に再検査に応じる場合があります）。

なお、当法人が本サービスの提供をできないと判断した場合、ご提出いただいた書面・検体を当法人が定める方法にて廃棄するものとし、ご利用者様はこれに異議を述べないものとします。

- (1) 「3 提出物等」記載の書類が提出されないとき
- (2) 「3 提出物等」記載の書類の記載事項に不備があるとき
- (3) 「3 提出物等」記載の書類の記載事項に虚偽があると疑われるとき

- (4) 当法人が定める方法により検体が採取、保存、送付されないとき
 - (5) ご利用者様ご本人以外の他人が保有する犬・猫の検体を送付されたと疑われるとき
 - (6) 検査結果が判明している個体について再検査を希望するとき
- ### 5. (検体採取方法等)
- (1) 検体を採取するときは「採取方法のご説明」（別紙）をご参照ください。
 - (2) 以下のいずれかに該当する場合は、正しい判定ができない場合があります。
 - ①離乳前の子犬・子猫の口腔粘膜
 - ②食事後1時間以内の犬・猫の口腔粘膜
 - ③口腔粘膜採取部分に他の動物が接触した綿棒
 - (3) 本サービスには、不純物の混入がより少ない血液採取による検査方法もあります。詳しくは当法人に直接お問い合わせください。
- ### 6. (注意事項)
- (1) 本サービスの利用申込を撤回することはできません。
 - (2) ご利用者様が当法人に告知された事項（住所等）に変更が生じた場合には、直ちに当法人に連絡するものとし、連絡を懈怠したことによって生じる不利益は全てご利用者様に帰属し当法人は責任を負いません。
 - (3) お送りいただいた検体のDNA量が当法人の規定量に達しない場合、判定が不能となり、その旨が検査結果となります。なお、再検査を希望される場合、検査料金はご利用者様のご負担となります。
- ### 7. (免責事項等)
- (1) 遺伝子病検査は研究途上の未確立の技術であることから、本サービスは当法人が妥当と認める検査方法によって実施されるものとし、当該検査方法によって得られた結果について、故意または重過失を除き、当法人は何らの責任を負わないことをご利用者様は予め承諾するものとします。
 - (2) 遺伝子病検査は精度の高い技術が日々研究されていることから、本サービスの検査方法につき、当法人はご利用者様にご通知することなく改良された検査方法に変更できるものとし、ご利用者様はこれに異議を述べず、また万一損害が発生したとしても当法人は責任を免れるものとします。
 - (3) ご利用者様の検体の取り違え等に起因する判定ミスに関し、当法人は責任を負いかねます。
 - (4) 本サービスは病気の診断、発症のリスクを判定するものではなく、当法人は本サービスの提供により、病気の有無、発症のリスクを保証するものではありません。
 - (5) 当法人の故意または重過失によってご利用者様に生じた損害について、検査結果報告書発行日から3年以内にご利用者様から当法人の定める方法による申し出があった場合に限り、当法人は、検査対象個体の検査実施時における時価額（経過年数や使用損耗による減価を考慮した額）の

範囲内において損害賠償責任を負うものとします。

8. (検査結果報告書の発行等)

(1) 当法人は、原則として、検体受領後、14営業日以内に検査結果報告書をご利用者様宛に発送し、ご利用者様は当該検査結果報告書を受領後直ちに当該報告書の内容に誤り等がないか確認しなければならないものとし、訂正の必要がある場合には当該報告書の発行日から30日以内に(3)に沿って手続きを行うものとします。

(2) ご利用者様が、検査結果報告書の再発行を希望される場合は、以下の条件にて申し受けます。

①再発行費用として1枚につき2500円(税別)をお支払
いいただくこと

②初回発行日より3か月以内の申し出であること

(3) ご利用者様が、検査結果報告書の内容について、誤りがあるなどして報告書の訂正を希望される場合には、以下の条件にて、訂正した検査結果報告書の発行を申し受けます。なお、以下のいずれかの条件を満たさず報告書の訂正ができない場合には、再度、ご利用者様の費用負担にて検査を申込みください。但し再検査を行う場合10.(再検査について)の規定が適用されるものとします。

①再発行費用として1枚につき2500円(税別)をお支払
いいただくこと

②誤りの原因がご利用者様又は当法人いずれに存するかを問わず、発行日から30日以内の申し出であること

③血統書番号の訂正を希望する場合には、当初の検査結果報告書に正しいマイクロチップ番号が記載されていること

④マイクロチップ番号の訂正を希望する場合には、当初の検査結果報告書に正しい血統書番号が記載されていること

⑤検査結果報告書にマイクロチップ番号と血統書番号のいずれかの記載があること(いずれの記載もない検査結果報告書については情報の追加・訂正はできません。)

(4) ご利用者様が、検査報告書の内容に關し、情報を追加(マイクロチップ番号がある個体について血統書番号および血統書記載の名称の追加、または血統書番号のある個体についてマイクロチップ番号の追加に限る)することを希望する場合には、上記(2)の各条件にて、情報を追加した検査結果報告書の発行を申し受けます。

(5) ご利用者様が、個体の毛色等の変化により血統書番号が変更されたことを理由として、検査結果報告書発行後に、当該報告書の内容の訂正を希望される場合には、(3)の規定に関わらず、以下の条件にて、訂正した検査結果報告書の発行を申し受けます。

①再発行費用として1枚につき2500円(税別)をお支払
いいただくこと。

②初回発行日から3か月以内の申し出であること。

③変更前の個体と変更後の個体とが、同一個体であることを証する書類をご提出いただくこと。

(6) 個体(または検査結果報告書)がご利用者様から第三者に譲渡された場合であっても、報告書の名義変更には応じられません。第三者名義の報告書を希望する場合は、再度、当該第三者にて別途検査をお申込いただく必要があります。

(7) 同一個体について複数項目の検査を行った場合、すべての検査結果を同一の報告書に列記します。

(8) 検査結果報告書は、ご提出頂いた検査依頼表に基づき、記載されている全頭の結果が出来次第の発行になります。(例:5頭中1頭だけ先に報告書を発行することはできません)

9. (検査結果に疑義が生じた場合)

当法人が検査を実施した検体について、当法人が検査結果に疑義を認めた場合に限り、再検査や調査(個体識別、親子判定)等の対応をいたします。

10. (再検査について)

同一個体に対する再検査は、以下のいずれかに該当する場合など、当法人が再検査の必要性を認めた場合に限り、行うものとします。なお、当法人は再検査の必要性を認めない場合、その理由を明示することなく再検査の申込みを拒絶できるものとします。

①ご利用者様が検体を取り違えた可能性があると当法人が判断した場合

②報告書掲載情報の訂正可能期間(発行日から30日)を経過した場合

③報告書の再発行可能期間(発行日から3か月)を経過した場合

11. (検体の送付について)

ご利用者様は、原則として、検査料金の支払日から3か月以内に検体を当法人に送付しなければならないものとします。

12. (検査キットの再送について)

ご利用者様の過失による検査キット(綿棒、もしくはFTAカード)の紛失や破損、または検体の採取ミス等が起こった際の検査キットの再送は、1キットあたり500円(税別)にて行います。

第5章 その他のサービス利用について

1. (サービス内容)

当法人は、ご利用者様に対し以下のサービスを提供いたします。

(1) 犬の腔内人工授精

黄体ホルモン測定により交配適期を決定後、腔内人工授精を行います。

(2) 繁殖相談

繁殖障害の診断および治療、交配の相談等を承ります。

2. (申込方法)

第1項の各サービスの利用を希望するご利用者様は、電

話またはメールにより問合せのうえ、診察のご予約をお取りください。

腔内人工授精をご希望の場合は、雌犬の交配適期に万全の体制で実施できるよう、発情が確認できた時点でご連絡ください。

3. (利用料金の支払方法)

来院時の現地決済のみとし、現金または当法人が認める決済手段で支払うものとします。

4. (免責事項)

(1) 当法人へ来院した場合に限りサービスを提供するものとします。

(2) 当法人は、繁殖成否やその他の成果について、いかなる保証及び利用料金のご返金も行いません。

ご参考：当法人の会員様・非会員様が利用可能なサービスは以下の一覧表記載のとおりです。

バイオアートサービスメニュー比較表（会員様・非会員様）

	会員様 ^{※1}	非会員様	
		来院 ^{※2}	郵送 ^{※3}
血中黄体ホルモン測定	○	○	○ (注)
精液性状検査	○	○	×
凍結精液の作製	○	×	×
凍結精液の保管・輸送	○	×	×
腔内人工授精	○	○	×
子宮内人工授精	○	×	×
繁殖相談 (診断・治療含む)	○	○	×
犬ブルセラ病検査	○	×	×
遺伝子病検査	○	○	○ (注)

※1 会員様は今まで通りすべてのサービスをご利用できます

※2 非会員様の「来院」はご来院により利用できるサービス

※3 非会員様の「郵送」は検体を郵送することでも利用できるサービス

(注) 非会員様の郵送サービスのお申込みはWEBサイト（前払）からのみとなります